第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十八　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ又はハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　「予定申告税額［①×$\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$］②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［９～12　略］

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の３様式（その２）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十七　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十九　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　「予定申告税額［①×$\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$］②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［９～12　同左］

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号の３様式（その２）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改